

簡易水道水質検査頻度

	項 目	基 準 値	原 水		浄 水					
			毎年	3年に1回	毎日	毎月	3ヶ月に1回	6ヶ月に1回	毎年	3年に1回
1	一般細菌	100個/m以下	◎			◎				
2	大腸菌	検出されないこと	◎			◎				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	◎							◎
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	◎							◎
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	◎							◎
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	◎							◎
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	◎							◎
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	◎							◎
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	◎			◎				
10	シアン物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	◎				◎			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	◎			◎				
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	◎							◎
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	◎							◎
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	◎							◎
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	◎							◎
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	◎							◎
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	◎							◎
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	◎							◎
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	◎							◎
20	PFOS及びPFOR	0.00005mg/l以下	◎					◎		
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	◎							◎
22	塩素酸	0.6mg/l以下				◎				
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下					◎			
24	クロロホルム	0.06mg/l以下					◎			
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下					◎			
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下					◎			
27	臭素酸	0.01mg/l以下					◎			
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下					◎			
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下					◎			
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下					◎			
31	ブロモホルム	0.09mg/l以下					◎			
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下					◎			
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	◎							◎
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	◎							◎
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	◎							◎
36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	◎							◎
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	◎							◎
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	◎							◎
39	塩化物イオン	200mg/l以下	◎			◎				
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	◎							◎
41	蒸発残留物	500mg/l以下	◎							◎
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	◎							◎
43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	◎						◎	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	◎						◎	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	◎							◎
46	フェノール類	0.005mg/l以下	◎							◎
47	有機物等（TOC）	3mg/l以下	◎			◎				
48	pH値	5.8以上8.6以下	◎			◎				
49	味	異常でないこと				◎				
50	臭気	異常でないこと	◎			◎				
51	色度	5度以下	◎			◎				
52	濁度	2度以下	◎			◎				
53	嫌気性芽胞菌		◎							
54	クリプトสปリジウム			◎						